

富山県情報公開審査会答申概要（答申第35号）

- 件 名 みどりの森再生事業に関する工事仕様書等に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年9月27日
- 実施機関の決定日 平成19年10月11日
- 実施機関（担当課） 森林政策課
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第3号（法人等情報）及び第6号（行政運営情報）
- 異議申立て年月日 平成19年12月5日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。
- 諮問年月日 平成19年12月25日
- 答申年月日 平成22年2月22日
- 争点 実施機関が、本件対象公文書を部分開示とした決定の妥当性
- 審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

<理由>

1 本件対象公文書の非開示部分について

異議申立人は、「みどりの森再生事業」に関する、工事仕様書、入札関係書類すべて、工事監督職員及び工事検査職員任命通知書並びに業者選定理由書について本件開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、支出負担行為決議書のうち積算額及び事業実施単価を、みどりの森再生事業業務委託契約書、課税事業者届出書及び見積書のうち契約相手方の印影を非開示として部分開示決定を行った。

異議申立人は、異議申立書において、既に契約は行われており、契約金額が確定されていることから、本件処分に係る非開示部分すべてについて開示することを求めている。

よって、異議申立人が開示すべきと主張している積算額及び事業実施単価並びに契約相手方の印影について、その非開示理由該当性の有無について検討する。

2 積算額及び事業実施単価の条例第7条第6号該当性について

(1) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号は「県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを規定し、同号イにおいて「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又

は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを掲げている。

また、「県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報とは、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがあるものなどをいうと解されている。

(2) 本件非開示部分について

「みどりの森再生事業」については、類似の内容の委託業務契約が平成 19 年度から毎年度繰り返し県内で行われている。本件開示請求があった平成 19 年 9 月以降も実際に同種の契約が継続して行われている。

一般的な建設工事等とは異なり、このような一定期間において継続反復して類似の事業が行われ、その事業に適用される実施単価等が一定程度の変動があるにしても県内統一の標準単価をもとにして定められている状況においては、本件非開示部分を開示すると、この情報をもとに、「みどりの森再生事業」について、事業実施面積等が仕様等で示されれば、翌年度の実施事業や少なくとも当該年度の他の箇所で行われる同種の事業における契約に係る予定価格を推定することが可能となり、契約相手方がその推定された予定価格を前提とした見積りを行うことにより、公正に形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益が損なわれるおそれがあると認められる。

3 契約相手方（法人）の印影の条例第 7 条第 3 号該当性について

条例第 7 条第 3 号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）については、非開示とすることを規定している。

審査会で確認したところ、本件の契約相手方である法人の印影については、当該法人の活動形態を考慮すると必ずしも一般的に不特定多数の者が知っている情報であるとはいえず、当該印影が不特定多数の者に開示されることになると、偽造等の悪用により法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められる。